

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 訓 令

所管課(室)名

- 長崎県公印規程の一部改正
- 長崎県文書取扱規程の一部改正

総務文書課  
”

## 訓 令

### 長崎県訓令第2号

本 庁  
地方機関

長崎県公印規程（昭和37年長崎県訓令第22号）の一部を次のように改正する。  
令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(専用公印) 第3条 別表6の項に掲げる知事印、 <u>同表9の項</u> に掲げる知事職務代理者印及び同表24の項に掲げる県印については、その下方に専用を明示するため管守者の所管する機関の名称又は用途に係る文字を刻むものとし、当該公印の管守者の決裁事項の処理以外の用途に使用してはならない。	(専用公印) 第3条 別表6の項に掲げる知事印、 <u>同表8の項</u> に掲げる知事職務代理者印及び同表23の項に掲げる県印については、その下方に専用を明示するため管守者の所管する機関の名称又は用途に係る文字を刻むものとし、当該公印の管守者の決裁事項の処理以外の用途に使用してはならない。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

### 長崎県訓令第3号

本 庁  
地方機関

長崎県文書取扱規程（昭和38年長崎県訓令第13号）の一部を次のように改正する。  
令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(文書起案上の留意事項) 第25条 文書の起案にあたっては、次の事項に留意しなければならない。 (1) 略 (2) 用字は、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現	(文書起案上の留意事項) 第25条 文書の起案にあたっては、次の事項に留意しなければならない。 (1) 略 (2) 用字は、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現

代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）、公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令第1号）及び法令における漢字使用等について（平成22年内閣法制局総総第208号）によること。

(3)～(7) 略

別表第1（第9条関係）

指令及び一般文書の記号

ア 本庁の課（室）の記号

課名	記号	課名	記号	課名	記号
秘書課	秘	国際課	国	漁業振興課	漁振
ながさきPR戦略課	PR	スポーツ振興課	スポ振	漁業取締室	漁取
広報課	広	県民生活環境課	県環	水産経営課	水経
政策調整課	政調	男女参画・女性活躍推進室	男女	水産加工流通課	水流
政策企画課	政企	人権・同和対策課	人同対	漁港漁場課	漁港
IR室	IR	交通・地域安全課	交地	農政課	農政
デジタル戦略課	デジ戦	統計課	統	農業イノベーション推進室	農イ推
総務文書課	総文	生活衛生課	生衛	団体検査指導室	団検指
県民センター	県民	食品安全・消費生活課	食生	農山村振興課	農山村
学事振興課	学振	地域環境課	地環	農業経営課	農営
人事課	人	水環境対策課	水対	農産園芸課	農園
新行政推進室	新行政	資源循環推進課	資循	農産加工流通課	農流
職員厚生課	職厚	自然環境課	自環	畜産課	畜
財政課	財	福祉保健課	福保	農村整備課	農整
管財課	管	地域保健推進課	地保	諫早湾干拓課	諫干
税務課	税	監査指導課	監指	林政課	林
債権管理室	債管	医療政策課	医政	森林整備室	森整
スマート県庁推進課	スマ県	医療人材対策室	医人	監理課	監
総務事務センター	総事	薬務行政室	薬	建設企画課	建企
防災企画課	防企	国保・健康増進課	国健	都市政策課	都
基地対策・国民保護課	基国	長寿社会課	長社	道路建設課	道建
消防保安室	消保	障害福祉課	障福	道路維持課	道維
地域づくり推進課	地づ	原爆被爆者援護課	原	港湾課	港
市町村課	市町村	こども未来課	こ未	河川課	河
土地対策室	土対	こども家庭課	こ家	砂防課	砂

代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）、公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令第1号）及び法令における漢字使用等について（平成22年内閣法制局総総第208号）に、用語は、公用文作成の要領（昭和27年内閣閣甲第16号）によること。

(3)～(7) 略

別表第1（第9条関係）

指令及び一般文書の記号

ア 本庁の課（室）の記号

課名	記号	課名	記号	課名	記号
秘書課	秘	国際課	国	漁業振興課	漁振
ながさきPR戦略課	PR	スポーツ振興課	スポ振	漁業取締室	漁取
広報課	広	県民生活環境課	県環	水産経営課	水経
政策調整課	政調	男女参画・女性活躍推進室	男女	水産加工流通課	水流
政策企画課	政企	人権・同和対策課	人同対	漁港漁場課	漁港
IR推進課	IR	交通・地域安全課	交地	農政課	農政
デジタル戦略課	デジ戦	統計課	統	農業イノベーション推進室	農イ推
総務文書課	総文	生活衛生課	生衛	団体検査指導室	団検指
県民センター	県民	食品安全・消費生活課	食生	農山村振興課	農山村
学事振興課	学振	地域環境課	地環	農業経営課	農営
人事課	人	水環境対策課	水対	農産園芸課	農園
新行政推進室	新行政	資源循環推進課	資循	農産加工流通課	農流
職員厚生課	職厚	自然環境課	自環	畜産課	畜
財政課	財	福祉保健課	福保	農村整備課	農整
管財課	管	監査指導課	監指	諫早湾干拓課	諫干
税務課	税	医療政策課	医政	林政課	林
債権管理室	債管	感染症対策室	感対	森林整備室	森整
スマート県庁推進課	スマ県	医療人材対策室	医人	監理課	監
総務事務センター	総事	薬務行政室	薬	建設企画課	建企
防災企画課	防企	国保・健康増進課	国健	都市政策課	都
基地対策・国民保護課	基国	長寿社会課	長社	道路建設課	道建
消防保安室	消保	障害福祉課	障福	道路維持課	道維
地域づくり推進課	地づ	原爆被爆者援護課	原	港湾課	港
市町村課	市町村	こども未来課	こ未	河川課	河
土地対策室	土対	こども家庭課	こ家	砂防課	砂

交通政策課	交政	産業政策課	産政	建築課	建	交通政策課	交政	産業政策課	産政	建築課	建
新幹線対策課	新対	企業振興課	企振	営繕課	営	新幹線対策課	新対	企業振興課	企振	営繕課	営
県庁舎跡地活用室	県跡活	新産業推進課	新産	住宅課	住	県庁舎跡地活用室	県跡活	新産業創造課	新産	住宅課	住
文化振興・世界遺産課	文世	新エネルギー推進室	新エネ	用地課	用	文化振興・世界遺産課	文世	経営支援課	経支	用地課	用
ながさきピース文化祭課	ピース	経営支援課	経支	盛土対策室	盛対	観光振興課	観振	未来人材課	未人	盛土対策室	盛対
観光振興課	観振	未来人材課	未人	会計課	会	国際観光振興室	国観	雇用労働政策課	雇労	会計課	会
国際観光振興室	国観	雇用労働政策課	雇労	物品管理室	物管	物産ブランド推進課	物産	漁政課	漁	物品管理室	物管
物産ブランド推進課	物産	漁政課	漁								
イ 略						イ 略					
略						略					

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通 (八二四)  
二二一  
四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト